

3.9 セミナーの講評

(1) セミナーの中国側参加者の評価

アンケート調査の結果はセミナーが瀋陽・杭州両都市以外の人にとっても有効であり、両都市の間でも理解が深まったとされている。

(2) セミナーが成功した背景

杭州市では本格調査の段階で中小企業振興政策に関与した幹部が全ていなくなり、新任の中小企業処処長と国家経済貿易委員会との連絡不十分なことから、当初、順調な運営ができるか心配したが、最終的に新任の魏処長の協力が得られたことが幸いした。同氏の協力で再委託先も決まり、予想以上に再委託先が仕事をこなしてくれたことも成功の要因であり、特に、最後まで問題になった同時通訳について100%とは言わないが運営に支障をきたさずに済んだことも良い結果につながった。

(3) パネルディスカッションの運営

当初予定した瀋陽・杭州以外の都市からのパネリストの参加が得られなかったため他の都市からの意見を聞く機会が少なくなった。セミナーの当日ではなく、数日前に国家経済委員会に他都市からのパネリスト選択を依頼するべきだったと思われる。パネルディスカッションに対する考え方が日中相互で違いがあるせいも、パネリスト同士の討議が少なかった。アンケート調査への回答が多く、その回答に時間がとられた。それでも回答には十分な時間がなく完全な回答とは言えない面がある。最終報告書の記載した日本側の回答には、セミナー会場での回答に若干補足した。

(4) 工場見学

セミナーの参加者に比べて工場見学者が激減した。その理由には、中小企業ネットに関しては既に中国で会合がもたれ、その機会に杭州の中小企業ネットの紹介がされていること、杭州市食品廠の説明がセミナーで既に行われていたことから、ある程度内容が分かっていたことも原因と考えられる。また、一部の関係者からは、中国では工場見学を先に行いセミナーを後にしないと工場見学参加者が少なくなるとの指摘があった。

4. 本格調査の調査結果を他都市に活用する可能性

4. 本格調査の調査結果を他都市に活用する可能性

本格調査を実施した時期は、中国が横断的中小企業政策（従来は産業別、所有形態別であった）に着手した時期と同じくしており、中央では中小企業司設立など組織の整備のほかに、中小企業振興政策について海外の経験をもとに幾つかの提案が出され、また、基本法の制定などの作業を進めていた時期でもある。各地方都市でも、同様に中小企業振興のための組織の整備や具体的な中小企業振興政策を検討する段階であった。

本格調査の対象となった瀋陽市は重工業を主とした国営企業が多く、一方、杭州市は軽工業を中心とし民営化が進んでいるという特色があったが、両都市ともに中小企業振興政策を樹立する段階であり、組織も未整備の段階であった。本格調査では、両都市に対する中小企業振興政策への提言のほかに、限定された企業数ではあるが企業診断を行うとともに、提言の一部実証のためのパイロットプロジェクトを実施した。

その後、中国での中小企業政策は、放任主義から積極的な振興策へ移行し、中小企業促進策が公表され近く実施が期待されている。現在は本格調査の時期に比べ、中国の中小企業政策は確実に進展していると思われ、また、モデル両都市においても、調査団の提言内容を自ら咀嚼しそれぞれに合った政策を取りつつある段階と考えられる。

本格調査の後半時期より最近にかけ、中国に対する海外からの投資が激増している。それら民間投資を通じて、技術移転は目覚ましい勢いで進んでおり、海外の大手企業が優秀な中国の中小企業の育成も図っている。また、日本の中小企業の中国進出、逆に中国企業による日本の中小企業買収もおきており、日中両国の関係は緊密さを増している。

今後、海外投資が進んでいる沿岸地域での中小企業振興政策を実施する場合には、民間企業との協力（国際化の進展に応じた環境会計の導入を含む環境政策や海外から批判されない労働条件の整備政策なども含む）を視野にいれた政策提言も必要になるであろう。

一方、まだ海外投資などが進んでいない地域も中国の場合多く存在する。これら地域では資源立地（燃料、非鉄金属など）、観光立地、農業依存から脱却できない地域など多く、その要因は様々である。また、これら地域は中国が格差是正のために重点的に開発を進める地域でもある。そのような地域では地方政府の果たす役割が大きい。

以上の通り、両都市の調査を実施した時期と現在には若干の差はあるものの、本格調査で採用された各都市に対する中小企業振興政策の策定方法には共通のものがある、また、パイロットプロジェクトや工場診断を実施した結果についても、今回の調査で効果が確認され実施も具体的効果が実証されたことから、今後、日本が他の都市で協力する場合にも極めて有効で、日本の協力を強く印象付けることが出来るものと思われる。

本格調査の調査結果を他都市に活用する可能性

(1) 中国の中小企業政策

『中華人民共和国中小企業促進法』は、2002年6月29日、中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され、2003年1月1日から施行することになった。中小企業促進法には中小企業の定義は、国務院が決めるとして規定されている。（現在は決まっていない）

中国が横断的中小企業政策に着手し数年が経過した。中小企業政策は、当初の“小は放つ”と言う政策から、中小企業促進法に示される様に積極的な支援策に発展してきた。同法では第一章総則、第二章資金支援、第三章創業支援、第四章技術革新、第五章市場開拓、第六章社会サービスからなっている。ここに記載されていることは、一部新しい項目もあるもの、基本的には、本格調査で調査団が提案している方針と同じである。

同法は、従来、発表されてきた幾つかの論文とともに中国の各都市で中小企業政策を講じる場合の指針となるものである。勿論これら政策は中国全般に適用されるもので、各都市では、それぞれの地域の特徴や実情に合わせて、各都市が政策を実施する上で、ウエイト付けや具体的施策を立てることが必要になる。

(2) 振興政策の作成

振興政策は策定に際し、各都市の現在及び将来の産業構造のあり方を検討した上で、以下のことが考慮されるべきである。

- ①振興すべき中小企業分野の選択と振興すべき方向性を見出す
- ②振興の為の施策を明らかにする
- ③振興政策実施のための組織のあり方、振興のための必要な予算の確保

上記プロセス自体は、どこの地域にも適用できる方法である。

(3) 中小企業の抱える問題と対策

中小企業は規模が小さいことから多くの制約条件が存在することは中国に限らず世界共通の問題である。特に必要な人材不足、市場や技術などの情報不足、資金の調達が困難なことなどは共通している。

資金問題

促進法では、「中央財政予算に中小企業勘定を設け、中小企業の財政支援を提供し、中小企業サービスシステムの構築、中小企業の支援事業の実施、中小企業発展基金の補充及び中小企業の発展を支援する。また国は、中小企業発展基金を設立し、中小企業を支援する。中国人民銀行は、貸出政策指導を強化し、中小企業の融資環境を改善する。中国人民銀行は、中小金融機関への支援を強化し、商業銀行が貸出構造を調整して、中小企業向け貸出を増強する。各金融機関は、中小企業に対する金融支援を強化する。金融を促進するための中小企業信用保証システム構築の推進」を挙げている。

また、上記間接金融とともに、「中小企業の直接金融による資金調達ルートを開拓し、中小企業が条件を整え、法律と行政法規が許可する各種方式によって直接金融による資金調達を行うよう積極的に指導する。」直接金融についても言及がある。

瀋陽・杭州での中小企業振興計画調査においてもこの金融問題は大きな柱であり、詳細な改善計画を提案している。また、セミナーでも日本側の講師はこの点に焦点をあて説明をした。また、パネルディスカッションでは、限られた資金をいかに有効に使うかが中国側関係者の関心であった。

杭州では、調査団の提案もあり、中小企業融資専門分野を杭州商業銀行内に設置、また、投資基金設立についても法制度の整備などを行っている。

資金が豊富でかつ投資機会の多い都市においては、両都市の調査で提言した金融関係の内容は大きく寄与するものと考えられる。しかしながら、投資機会が少なく助成が主となる都市では、本調査の経験から、例えば、次のような方法が考えられる。一つは、投資基金を有効に活用するために、設備投資や、研究開発投資の技術評価方法、および販売・マーケティングを中心とした事業計画策定などを、モデル企業を教材にして、OJTによって政府の基金支援機関への技術移転を行う。その他、信用担保センターの強

化と規模の拡大のため、担保センター、銀行、企業の信用関係の改善を、3者による優良企業育成事業の一環として推進する。また、DFID が実施しているような、国際金融機関による担保資金への投資も検討する。

人材不足や情報不足

促進法では、人材不足、情報不足に対する対策の必要性について記述している。「国は、関係機関と高等教育機関が中小企業の経営管理及び生産技術面の人材を養成して、中小企業の営業、管理及び技術水準を高めるよう奨励する。」とある。

また、創業支援、技術革新、市場開拓のために、政策・経営・技術などのコンサルティングサービスの重要性も述べている。社会サービスでは「社会各界が健全な中小企業サービスシステムを構築して、中小企業にサービスを提供するよう奨励する。」とし、「コンピューターネットワーク等の先進的技術手段を活用して、社会に開かれた健全な情報サービスシステムを徐々に構築しなければならない。」としている。

瀋陽・杭州でパイロットプロジェクトとして設置された中小企業ネットワークは順調に運営され、中小企業ネットの有効性を示した。しかし、これは両都市が中小企業ネットを立ち上げるインフラ環境、条件を備えていたことによる。他の都市で同様に中小企業ネットを立ち上げるにも、通信手段の状況、中小企業の能力（パソコン保有）などを事前に十分調査する必要がある。更にネット立ち上げの際には、ネットワークのキャパシティの問題など拡張の余地、中小企業ネットの継続的運営の可能性、中身（コンテンツ）を如何するか等、様々な面からの検討が必要である。コンテンツの問題に関しては、資金的問題（創業時と運転時）のほかに各都市の実情や条件を考慮する必要がある。杭州の場合は B to B 関連情報や人材情報は、既に類似のシステムが存在することや資金的問題もあり排除し政府と民間との連絡に重点を置いた。瀋陽では日本企業との連携を一つの目的にしたり、会計処理ソフト提供なども含んでいる。

瀋陽・杭州では企業診断が実施され、これも大きな成果をあげた。問題は、この企業診断が調査後も継続できるかである。調査の報告書では、このための提案を行っている。人材育成を企業内だけでなく、外部にも求めるという意味では、促進法がサービスセンターの充実や各種仲介業者の重要性を指摘しており、調査団と共通の問題意識を有している。他都市でも企業診断が有効であることは間違いない。両都市での企業診断が簡易診断に続き詳細診断を2段階（提案と実行の確認）に分けた点も効果

的であった。両都市の場合は、診断する分野が決まっていた。この分野の選択が重要なことは言うまでもない。

- (4) 以上の通り、政策提言の作成方法、パイロットプロジェクトの実施、工場診断は多くの都市にとり有効であろう。しかし振興政策は各都市の状況により大きく異なる。従って、各都市に適応した政策をたてるには、その都市の状況を調査することが必要である。パイロットプロジェクトについては政策の中から選択されるべきであり、また、工場診断についても診断方法は類似でも診断内容の比重には差が生まれる。

(5) 振興政策の相違

(1)に述べた様に各都市は産業構造が異なり、その中での中小企業の役割も異なる。どの分野の中小企業を育成するか、どのような育成政策が妥当か、その為に必要な体制は何かは各都市により異なる。従って、各都市の実情を良く調査することが必要である。パイロットプロジェクトとして瀋陽・杭州で採用した中小企業ネットが成功しても、その他都市でも必ず適当であるとは限らない。

5. 今後の課題

5. 今後の課題

5.1 本格調査から得られた教訓と課題

本格調査は2000年9月に開始され、予備調査も含めると調査期間は2年以上にわたった。この期間、中国側の中小企業振興推進体制整備が平行して推進され、2002年7月の成果普及セミナーとほぼ同時期の2002年6月29日に中華人民共和国中小企業促進法が採択された。

本格調査のモニタリングと本セミナーについての評価・今後の課題などの論議の結果も参考にして調査団が本格調査を顧みて得られた教訓と課題について以下に述べる。

モデル都市調査の目的

中国はモデル型の試行、実験、比較調査を試みることが多い。中小企業振興についても国家経貿委は中小企業サービスセンター、情報ネットワークについて特定モデル都市を決めて、それぞれ異なった方式を比較検討していることが本格調査の終盤段階でわかった。

モデル都市調査は、プロトタイプを見出すことよりも、都市ごとに特色ある調査を行うことであると考えられる。

この意味で本調査の最初の2都市も、都市の性格が対照的ともいえるほど異なっており、調査の取り組みと成果もかなり異なった結果となった。国有企業体質が強く財政の貧しい瀋陽市が、中小企業サービス機構の民営化と独立採算制の強化を基本方針としていることは財政の逼迫に影響されていると思われる。一方、中小企業の発達が進んでいる杭州は、財政により中小企業支援と採算性を考慮した支援体制を強化しようと考えていることが伺える。杭州市ではパイロットプロジェクトや情報ネットワークに加え、中国でも先進的なLP S方式投資基金設立のアドバイスと評価プログラムを技術移転した。ベンチャーキャピタルに対するニーズも杭州市は瀋陽市より先行しており、この地域の豊かな経済環境を反映している。

このように両都市はモデル都市にふさわしく、それぞれ異なった特徴ある調査を行うことが出来たが、これが比較評価されたのは成果普及セミナーにおいてであった。

この結果は大変有益であったことから、例えば本格調査第2次現地調査終了後、パイロットプロジェクト開始前の段階で、国家経貿委ならびに中小企業政策検討部署を

交えた中間検討会が開催されれば、より大きな成果をあげることに役立ったと思われる。参加が望まれる中小企業政策検討部署は、本格調査に協力した国務院発展研究センター、清華大学3Eプロジェクトグループ、DFIDなどが考えられる。

本格調査の構成

本格調査では、各都市の中小企業振興政策を提言するだけでなく、企業診断とパイロットプロジェクトを実施した。政策提言の内容には、直ちに実施に移されて有効なものもあるが、多くは実施のため更に多くの時間を必要とするものであった。これに比べ企業診断とパイロットプロジェクトは具体的成果を調査の段階で示すことが出来、調査に対する相手の関心を高め、政策提言の具体的実施を促す効果があった。

マスタープラン策定調査

本調査のマスタープラン策定型開発調査が中国側のニーズにどのように応えることが出来たかを振り返ってみる。

中小企業の抱える問題点としては、資金・人材・情報不足など共通する問題がある。両都市の投資環境の相違から振興すべき対象や振興すべき方向、さらにその対策は両都市において異なった。各都市にはそれぞれの政策が必要である。従って、今回調査の様に、各都市の現状把握のための専門家派遣並びに、各都市の全面的協力が必要である。杭州の場合、産業政策など全般問題については経済委員会の主任が中心となり、調査の全般的な調整を中小企業処がアレンジし、金融には人民銀行、中小企業政策には大学の教授、人材開発・情報利用状況についてもそれぞれの機関が真摯に対応した。しかし、これは結果論であり、調査の最初は杭州側は個別調査の目的を理解せず、アレンジが空回りし、無駄な時間を要した。調査の趣旨や方法を理解させるために、最初に少数の人間を派遣し打ち合わせることで効果を高めることが出来たと考える。この問題は瀋陽市の場合にも見られた。いずれにしても杭州の場合は、杭州市の要請を受けて、各政策に必要な概略予算も報告書に記載した。また、中小企業振興にかかわる組織(中小企業処、中小企業サービスセンターなど)の強化とともにそこで働く人材のキャパシティ・ビルディング手法を提示した。

瀋陽市の場合は、既にDFIDが中小企業サービスセンター及び中小企業信用担保センターを支援しており、JICA調査団はこれと補完関係となるような支援を行った。

DFID の支援は中小企業サービス機関職員的能力向上を主目的としており、3 年という時間をかけている。JICA 支援は 1 年という枠組みの中で、企業診断、企業アンケート調査によって、まず中小企業振興のための戦略をマスタープランにまとめて提言した。即ち、政策・制度、金融、人材開発、情報管理、産業政策を総括的に捉えたものである。このような戦略策定は世銀も企画していたが、JICA 調査によってその目的は達成されたといえる。マスタープランは、アクションプランによって具体化のための助言が織り込まれ、かつ重要提案はパイロットプロジェクトによって確認された。中国側は中小企業振興マスタープラン策定を目的とする JICA の支援と、中小企業支援機関の能力向上を目的とする DFID の支援を対比して、それぞれの長所を評価している。

両都市とも調査の段階で、日本での中小企業政策・産業政策（裾野産業育成、輸出振興支援など含む）の説明を行った。日本の成功例を学びたいというモデル都市側からの要請に応えたものであり、中国が制定した中小企業促進法にもかなり日本のモデルが参考になったように思われる。

両都市とも主要産業セクター調査を行ったが、個別企業調査の成果を点から面に拡大するという効果を狙ったもので、両都市の要望に応えることが出来たと考えられる。

パイロットプロジェクトによって裏付けられた JICA のマスタープラン策定型開発調査は瀋陽、杭州両市において有効であったと考えられる。

企業診断ならびに人材開発

企業診断は中小企業支援の基本であり、今回の調査の中で虚実結合という点では最も成果が上がったといえる。また、企業人及び関係政府職員に与えた意識改革の効果は大きかった。瀋陽市の場合 70 社の企業診断・調査により生き残れる中小企業は 37%、消滅の危機にある企業が約 19%であることを調査の初期に明示したことは、関係者に危機感を与えることに成功した。杭州の場合は、中小企業処の担当者が熱心であり、科学技術委員会の生産力促進センター、各産業セクターの専門家、大学の教授や学生も診断に参加し、横断的連携が図られた。診断を受けた企業も真摯に提言を受け入れて可能なものは直ぐに実施し、調査期間内に成果をあげることができた。

瀋陽市の場合は経貿委主導型で、調査団の診断には経貿委各セクター弁公室職員と再委託コンサルタント会社が参加し、それぞれに技術移転した。その後、瀋陽市政府は当該再委託コンサルタント会社を瀋陽市中小企業サービスセンターに指定した。最初から企業診断に加わるとともに、その後、パイロットプロジェクトのカウンターパ

ートとなった中小企業サービスセンターを一貫して育成したことは結果的には、診断によって中小企業サービスプラットフォームの構築を行ったことになる。

科技委生産力促進センターは両都市における企業診断に参加した。瀋陽市の場合、当初国有企業に偏っていた調査対象企業を高新企業（注：高新企業とは、中国語で付加価値が高く国家経済に貢献する企業を意味する。これは日本でいうハイテク企業とも異なるものである。）に指向させることによって、調査団が得たメリットは大きかった。

また、科技部生産力促進センターを対象に実施している人材開発プロジェクトとモデル都市中小企業振興計画調査の連携については、天津管理者訓練センターにおける両都市管理者教育、瀋陽市における科技部生産力促進センター主催の研修などが試みられた。中小企業振興支援における人材開発は今後重要性をますので、このような連携が更に拡大されることが望まれる。

両都市との診断結果をまとめて企業診断事例集を作成した。その一部は中小企業ネット上で流されている。今後の企業診断の継続や発展のためには、経営、財務、生産、マーケティング等の専門分野を指導する企業コンサルタントの育成が必要となろう。中小企業診断士などの制度の導入についても、国家経済貿易委員会は科学技術委員会で検討されているようである。

パイロットプロジェクト

調査の成果である中小企業振興マスタープランが、単なる提案のみにとどまらず、提言の一部をパイロットプロジェクトとして調査期間中に試行的に実施したことは、中国側から高く評価された。またパイロットプロジェクトは提言の実証と、提言の具体的実施のための手法などの具体的技術移転によって成果があったと見られる。

特にパイロットプロジェクトは、両都市に確立された中小企業企業支援体系を運営するための具体的手法の技術移転、動機付け、あるいは意識改革には有効であった。瀋陽市の場合、プロジェクトの自主継続性については、3つの中小企業支援機関が市場原理に基づいて運営されることを基本方針とし、それぞれの機関の努力によって株式化が進み、独立採算への道が拓けてきた。しかしながら、これら中小企業支援機関が実質的に自立をするためには、長期的な視野に立って支援を継続することが必要となる。今後、マスタープラン型調査を実施する場合のパイロットプロジェクトの手法には工夫が必要である。本調査の経験により次の方法が考えられる。

(1) 専門家派遣によるパイロットプロジェクトのフォローアップ

パイロットプロジェクトの計画段階において、1名の専門家派遣でもプロジェクトの持続性が確保できるような投入方法を検討しておく必要がある。なお、専門家派遣によるパイロットプロジェクトのフォローアップ事業は両都市から要望が出されている。

(2) プロジェクトモニタリングの継続

今回のモニタリングが有効であったことから、今後の定期的なモニタリングの継続も対策の一つと考えられる。専門家派遣あるいはモニタリングを行う場合、これらの活動の成果をできるだけ、中国他都市への普及に役立てるように、国家経貿委の理解と支援を得て実施することが望ましい。

(3) DFID 方式

瀋陽市における DFID の貢献は大きく、我々の参考になる点が多い。この方式は JICA のプロ技に類似しているが機材提供はなく、専門家派遣と英国内研修による知的支援である。信用担保センターについては、担保資金投資を行っている。3年間継続し、初年度の100%の経済支援を段階的に3年後はゼロとし、計画的に自立発展を実行することを目的としている。ドナー、政府支援機関、支援を受ける機関の責任・役割が明確になっていることも挙げられる。調査には費用をかけず、キャパシティ・ビルディングに重点を置いている。DFID 方式は今後の JICA の新しい支援として、調査をできるだけ抑え込んだパイロットプロジェクトとソフトに絞ったプロ技の折衷方式の参考になると思われる。

両都市とも情報ネットワークをパイロットプロジェクトに取り上げた。

杭州市のネットワークは中小企業政策、支援を受けるための手続き、技術情報など中小企業が望む内容を伝達することに重点をおいて運営されている。当初、中小企業のネットワーク参加能力を増やすための訓練や各区の情報能力を高めるために10台をこすパソコンを用意したが、現実には1区に1台パソコンが設置されただけで、その他パソコンは入力、外部連絡、システム開発に利用されている。また内容の充実にあわせてプロバイダーの能力不足、スキャナーの必要性がでるなどハード面での拡充が必要になっているほか、要員の確保のための予算の確保に迫られている。

瀋陽市の場合、情報伝達を目的としたネットワークは中小企業局が設立し、ネット上のビジネスパートナーシップの促進と中小企業のキャパシティ・ビルディングを目的としたネットワークは JICA が支援し、それぞれ目的の異なったネットワークとして活用されている。JICA 支援の情報ネットワークでは、ホームページの作成、キャッシュフロー経営などのソフトを提供している。これに関しては、立ち上げ当初は企業による自習を期待していたが、中小企業振興の立場からは、face to face の懇切丁寧な指導による教育に重点を置いた方がより有効的であったと思われる。

日本でも中国でも中小企業ネットワークは情報伝達が主力機能で、ビジネスマッチングや購買ネットワークへの利用も始められているが、国際ビジネスマッチングでは言語の問題などが大きな障壁となることも経験した。英語を用いているケースもあるが、日本においてすらなかなか活用には至っていない。

瀋陽市の場合について考察すると、パイロットプロジェクトは比較的優良企業を対象としていたため、ホームページのビジネスへの活用、インターネットによる情報収集の利用技術レベルはかなり高いように思われたので、目標を海外情報へのアクセス、外部からの投資誘致においていた。区レベルでも区の管理する高新中小企業団地では既に全企業がレベルの高いホームページを使用している。しかし、区のサービスセンターで調査団が一般の中小企業に対しネットワーク活用の指導を行った経験では、相談に来る企業は IT 技術を活用できる基礎技術に欠け、また IT 技術を駆使できる人材に乏しいケースが多い。区は JICA の提供したネットを活用し教育を行っている。瀋陽の区政府は市政府から最近移管された国有中小企業の民営化に苦慮している点が杭州とは異なっているように思われる。

杭州市では、パソコンを移転した区では既に中小企業ネットワークが整備されており、海外の投資促進のためのコンテンツも英文のものが整備されていた。今後、中国国内での中小企業ネット同士のリンクが整備されるであろうが、同時に日本のネットとのリンクも充実されるであろう。

また我が国においてもポータルサイト維持・発展の経済的問題は大きく、中国でも今後の大きな課題である。

今回の調査において、北京市の IT 企業との協業によって得られた情報から、両都市はインターネットのインフラ整備と活用について、中国では先進的なレベルにあることが分かったが、今後他都市に応用する場合は、地域の実情を充分検討する必要があるろう。

5.2 次のモデル都市プロジェクトへの提言

5.2.1 一般情勢変化への対応

瀋陽市、杭州市の調査を開始した時期と比較し、現在の一般情勢は大きな変化を遂げた。次の調査の企画にあたっては、この変化を考慮してコンセプトから見直す必要がある。

(1) 中小企業促進法の制定

前回調査では、国家経貿委ならびに両都市政府が中小企業促進法制定を目標として、特に日本の制度、経験を学びながら、調査団と共に中小企業振興施策の検討と支援体制の整備の構築を行って来た。現在は、制定された法規に基づき実行計画を検討する次段階にある。促進法に示される創業支援、技術改革、市場開拓の内容はすべて両都市調査団が調査し提言を行っている項目であるが、今後は中国側が自ら如何にこれを実現させるかが求められる。中でも、中小企業振興のための投資基金の設定が促進法では規定されているが、この具体的な実施には財政、金融事情、企業ニーズ、企業の管理能力など検討すべき内容が多い。

(2) WTO への加盟

加盟後未だ日が浅いが、外国投資、貿易などの活性化が既に見られる。しかし、輸出競争力の強い中国企業の多くは、日系を含む外資系企業で、立地状況も東部沿海部の長江ならびに珠江デルタ地区に集中している。今後 WTO の加盟は、中国の地域間・企業間の格差を拡大させ、弱小中小企業の消滅を促すと思われる。即ち、中国の企業の大部分を占める一般中小企業のレベルは未だ低く、一部の先進地区を除いては、まだ裾野産業の形成、技術の集積は発達しているとはいえず、中小企業産業育成は更に重要性を増すと思われる。

また、日本製品のイミテーションなど知的所有権の問題、日本からの技術流出の問題などがこれまでは見られたが、WTO 加盟によって今後はこれらの問題が是正されなければならない。

(3) 日本企業との関係

全般的に中国の高度経済成長が続く一方で、日本経済の停滞は回復の兆しが見られず、日本の製造業の国内空洞化と中国進出はこの1年間に急速に進み、現在では中小

企業にまで及んでいる。中国の中小企業を支援することは、これらの中小企業のみならず中国に進出するこうした日本企業に裨益することになる。

一方で、中国企業の追い上げが激化する中、日本と中国の中小企業の共生は今後の大きな課題であり、今後の支援にはこの点も十分考慮することが大切である。

5.2.2 中小企業振興にかかる課題

本格調査の成果普及セミナーとモニタリングなどを通して得られた中国側の中小企業振興にかかる課題は次のように要約される。

(1) 中小企業支援システムの確立

中国各主要都市に中小企業サービスセンターが設立され、国家経貿委の主導のもとにこれらが会合をもって相互啓発によるレベルアップを図ろうとしている。しかしながら、漸く支援の基盤が確立されたのみで、内容の充実はこれからの課題である。都市によっては、まだ有効な支援基盤が確立されずドナーによる支援を望んでいる。

(2) 支援機関の能力開発 (Capacity Building)

中小企業支援は、診断、創新技術支援、金融支援、投資基金などの広範囲な分野にまたがるが、中国はこれらの分野における実務経験に欠けており、人材教育を含めてドナーによる支援が望まれている。瀋陽では世銀による新しい中小企業支援プロジェクトが実施されるとのことである。

(3) 信用担保

中小企業が融資を受けられないことは中小企業振興の最大の課題である。この対策として、信用担保は促進法においても最重要視されている。中国の銀行は 28%に達する不良債権を抱えており、企業側は正しいコーポレートガバナンスが求められている。まずは、政府、銀行、企業間の信用の確立が先決で、信用担保制度による政府のリーダーシップが問われている。

(4) 企業の内部管理の強化

国有の中小企業では、経営理念の確立、内部管理能力の向上が望まれている。国有企業の多い都市では特にこの問題が顕著である。また、中小企業においては、製造技術偏重主義が強く、経営能力とマーケティングがおろそかになっている。この傾向は、日本の中小企業同様、中小企業が苦境に陥っている原因となっている。

(5) 人材開発

中国はプロジェクトコンセプトを策定し、計画を立案できる優れた人材に恵まれているものの、実行段階に移せる経験豊かな人材が不足している。銀行でも資金の割り当て政策から、企業の振興のための融資に切り替える場合の人材が不足している。中国企業は日本の物作りの現場第一主義に学ぶ点が多い。一方、創新技術開発における産学官の協同事業については、わが国も学ぶほどの活力を持っており、このようなことを踏まえた人材開発が望まれる。

5.2.3 調査方針

(1) 原則として前回の内容、手法を踏襲するが、方針として次の点に留意する。

1) モデル都市の選定基準

- ・従来と異なった性格の都市
- ・調査の受け入れ態勢が整った都市

瀋陽市、杭州市は大都会であり、受け入れ体制について申し分がなかった。同様な条件は得がたいと思うが、少なくとも市政府経貿委トップ、副市長クラスが率先して調査に協力できることが必要である。

- 2) 調査の対象、手法は前回にこだわらず、地域の特性に合わせることで、できれば従来と異なる特色ある調査内容とする。
- 3) 基本調査は前回調査の経験と、入手情報を極力活用し、基本調査のための投入人員と時間をできるだけ減らして、モデル企業診断指導、パイロットプロジェクトに配分する。
- 4) 中小企業促進法も制定されたことから、これに関連して公布される国務院の指示などを事前に調査し、出来れば国家経済貿易委員会と十分な打ち合わせを行うことが必要になる。
- 5) 前回調査の経験を踏まえ、診断・調査企業の選定にあたっては調査方針に沿って効果の上がるよう、できれば本格調査に先立って中国側と協議の上、企業を選定する。

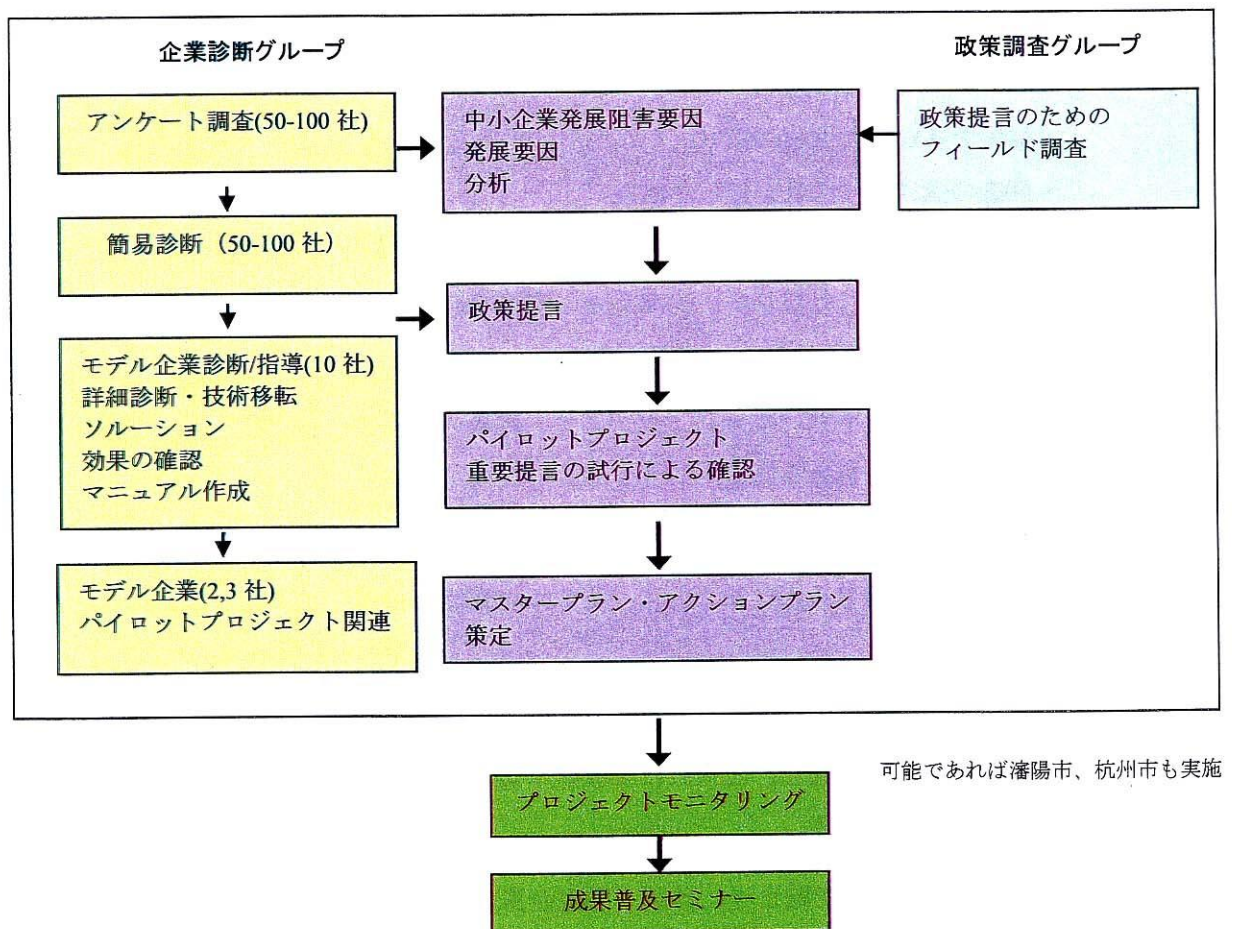
5.2.4 調査内容

- ・ 中小企業促進法の内容に沿って、当該地区のニーズに最も必要とするテーマに絞る。
- ・ パイロットプロジェクトの内容もできれば前回と代わったテーマを選ぶ。

5.2.5 調査の手法

下図に示すように基本部分は前回調査の手法を踏襲する。

次の都市の成果普及セミナー時に、簡単に瀋陽市と杭州市のモニタリングも実施し、成果普及セミナーにおいては4都市の総合比較評価とを行う。



中小企業振興提言調査手法

終わりに

中国側は西部大開発に力を入れ、外資の導入を図ろうとしている。現在日本企業の関心は一部の沿海工業地帯に限られているが、欧米企業は内陸部にも関心を寄せている。今後の中国経済の安定は世界経済、特に日本経済の重要な関心事である。現在急速な変化を遂げつつある中国産業において、中小企業の今後の発展は、一層重要な役割を担うであろう。これは中国のみならず日本の中小企業の今後の進路にも、大きな影響力をもっている。中国の次の中小企業振興支援計画は、このような戦略的視点に立って策定することを提言する。

別添資料：セミナー発表原稿

- ・「中小企業に対する中国の支援政策」 国家経済貿易委員会 中小企業司
副司長 王 黎明
- ・「日本の都道府県における中小企業政策」 経済産業省 九州経済産業局 産業部
中小企業課 課長 古賀 博三
- ・「瀋陽市調査の概要と提言内容」 瀋陽市調査団
団長 渡部 陽
テクニカルアドバイザー 小山 哲央
- ・「杭州市調査の概要と提言内容」 杭州市調査団
団長 三上 良悌
テクニカルアドバイザー 高田 清
- ・「瀋陽市中小企業振興計画調査項目の
完成状況に関する報告」 瀋陽市経済貿易委員会 副主任 馬 廣文
- ・「杭州市経済委員会代表謝辞」 杭州市経済委員会 副主任 陳 伯雄
- ・「日本専門家グループによる指導後の
改善と効果」 杭州市食品廠 工場長 鄭 迅偉

「中小企業に対する中国の支援政策」

国家経済貿易委員会 中小企業司

副司長 王黎明

中小企業に対する中国の支援政策

(国家経済貿易委員会中小企業司副司長

王黎明)

二〇〇二年七月三日

ご来賓、友人の皆様方

ご在席の皆様方

おはようございます。

まず、国家経済貿易委員会中小企業司と外事司を代表いたしまして、在席の皆様方のご出席を熱烈に歓迎させていただきます。また杭州市並びに諸関係者様が本日の会議へのご支持をいただき、感謝の意を表したいと存じます。次は、中国政府が中小企業発展を促進する政策と対策を簡単にご紹介致します。

中小企業の発展を大いに扶助し促進するのは、中国政府の重要な政策の一つであり、中小企業の発展を国民経済と社会発展の重要な戦略行動とするために、近年来、「大企業の大規模化、小企業の活性化」、さらに中小企業の経済自由活性化など一連の方針を提出して、かつ次のような活動を重点的に開展しました。

一、管理体制のバランス取り戻し、組織機構の健全について

1998年に大幅に簡素化した国務院機構改革の中に、始めて国家経済貿易委員会は、全国における中小企業を指導するための職能司局—中小企業司を設置しました。2000年、国家は、中小企業発展の重大問題を調査、検討、決定するよう国家経済貿易委員会がリーダーシップをとって、科学技術、財政、銀行、税務各部門を含む全国中小企業発展推進指導グループも設立しました。

二、法律政策枠組みの完備について

「合作企業法」、「個人単独出資企業法」等が相次いで公布されました。目下、「中小企業促進法」は、今年の6月に全国人民代表大会常務委員会の第三回審議をパスし、今年に公布、実施されます。2000年に国務院は、国家経済貿易委員会を始め財政、銀行、税務、科学技術など部門と立会起案した「中小企業の発展を助け、促すことに

関する若干政策、考え」を公布しました。これは、改革開放20余年来、国家が公布した初めての中小企業発展への扶助、促進の文書であります。またその同時に関係諸部門も中小企業の信用管理、品質管理、人材育成、税減免など政策に関する付帯文書を公布しました。これらの一連の政策、対策の公布と実施としては、中小企業の発展のためにゆったりとした雰囲気をつくり上げました。

三. 難局の突破、信用保証体系のつくり、健全について

融資、保証が容易ではないことは、中小企業の発展を制約する顕著な問題でありますので、国家経済貿易委員会を始めとする関係諸部門は、試行地点を設立した上、徐々に探求して、「一体両翼三層」という中小企業の信用保証体系をつくり上げました。「一体」とは、主体方式として多元化資金、市場化操作、実績がよいものへの扶助と言います。「両翼」とは、商業的保証と民間相互保証との相互補完と言います。「三層」とは、中央レベル、省（区、市）レベル、地区と市レベルと言います。2001年末までに全国30省（区、市）におきまして中小企業の信用保証試行活動を開展して、各地において設立した、中小企業のためにサービスする各種類の信用保証機構が260社にのぼって、合わせてその保証資金を約100億元調達しましたので、ある程度に中小企業の間接な融資困難という問題を緩和しました。

銀行、証券並びに先物取引監視委員会、科学技術など部門と機構も融資ルートを広げるよう一連の対策をとりました。人民銀行は、中小企業への金融サービスの強化、改善に関する文書を公布して、中小企業への信用貸付を大いに投入し、中小企業の貸付金利の変動幅を二回広げました。国有商業銀行も相次いで中小企業信用貸付部を設立し、中小企業への貸付が多少増加されました。開発銀行のような国家政策的銀行も、都市銀行ネットワークにたよって中小企業への振替貸付業務を開展しております。民生銀行は、中小企業発展に対する支持を自らの務めとして、連続的に数年「中小企業金融営業週間」の活動を開展しており、中小企業のハイテクノロジー保証貸付など製品を出されました。国家の科学技術型中小企業の技術による新製品開発基金がスタート以来、貸付による割引利息、無償援助と資本金投入など方式を通じて科学技術型中小企業の速やかな発展を扶助して、1999年8月から2000年末にかけて8283の申請プロジェクトの中に、合わせて1961のプロジェクトが14.8億元RMB（約1.8億米ドル）の援助を受けられました。

四. 都市にたよるサービス体系のつくりを着実な足取りで推進することについて

市場経済の条件のもとで、完備な中小企業サービス体系をつくるのは、政府が扶助する共通方法であります。したがって国家経済貿易委員会は、上海、深セン、青島、ハルビン、成都、蘭州、鎮江、撫順、温州、滁州など十都市を選択し、サービス体系づくりの試行地点として、一年余りの試行を経て各都市が当地の実際状況と結び付けて、

社会資源を整合し、サービスブランドを目立たせた結果、上海市の「段階別サービス機構の設立型」、鎮江市とハールピン市の「総合的なサービス機構の設立による先導型」、青島市と深圳市の「既存の事業団体に対する調整、再編成型」、蘭州市の「サービス協会の設立による資源先導の実現型」、温州市の「企業セルフサービスによる主導型」などのよう今別々特色がある体系運営方式を形成しました。サービス体系のつくりと各種類のサービス活動の開展に伴って、中小企業の生存環境が改善されており、企業の発展スピード及び競争力がアップされました。

尚、国家経済貿易委員会は、去年正式に中国中小企業の情報網（WWW. China smb. gov. cn）を開通して、中国語のバージョンでは、政策法規、経済重大ニュース、市場商業のチャンス、資金調達と融資、管理縦横、創業パーク、人材育成、新製品の技術開発、サービス網など12の1クラス欄と40余りの二クラス欄を設置しております。英語のバージョンでは、主に2001 APEC SME、中国中小企業の総括、国家中小企業の政務活動状況、経済貿易合作などの欄を設置しております。この情報網の設立と開通としては、国内における中小企業の情報雰囲気改善して、中小企業のために国際市場を開拓するルートをつくったばかりでなく、国際における諸中小企業のために情報に対する意思疎通と交流のサービス・プラットフォームを提供しました。

五. 絶えず中小企業の科学技術による新製品開発の強化について

中小企業の科学技術による新製品開発主体のバックアップシステムをつくるために、国家は、科学技術が利益配当に参加するばかりでなく、投資分野に評価価格による出資の可能性もあることを明確に定めました。その同時に、中小企業の技術成果の商品化と産業化を速くするために、国家経済貿易委員会は、1998年から青島、合肥、柳州など市を選んで、中小企業の技術による新製品開発基地を試行地点として、今日までに40余りの都市に拡大されており、技術コンサルティングと技術移転を通じて中小企業のために技術サービスを提供しております。

不完全な統計によれば、目下、全国におきまして生産力促進センターが500余社、ハイテク企業を育成する「^{incubator}孵化器」が100余社、大学科学技術パークが30余社、留学生創業パークが20余社設立された結果、中小企業の科学技術による新製品開発と成果転化のために強力なサポートとキャリアーを提供したということであります。例えば、深圳市生産力促進センターは、一組みの金型企業を金型連合に結成させ、資源の相互補完、設備の共同享受を実現し、中小企業が速く新製品を開発するために便利を与えました。上海、四川等ところにおきまして、中小型科学技術企業の技術による新製品開発基地に頼り、一組みの優れている、強い企業が「孵化」されました。その中に上海も、1億元の投資によりIC回路設計産業化基地を設立済み後、短い半年

る工場設立の企業が50余社あり、その中に復旦大学マイクロ電子企業が香港証券取引所の創業株として成功に上場しました。

六、中小企業が対外合作と市場開拓に向けて踏み出した着実な足取りについて

中国政府は、その他の国と機構との国際交流と合作を十分に重視しております。目下、国家経済貿易委員会は、日本、ドイツ、イタリア、ロシア、国連開発計画署、アジア銀行など国家と国際機構と合作関係を樹立しましたので、管理技術の導入、人員育成、情報交流など方式にて中小企業の管理水準の向上、国際市場の開拓を助けております。われわれ本日の会議は、中日中小企業が5ヵ年合作計画の中に総合的な模範試行都市に対するまとめ、推せんする活動でありますので、各地に対して啓発、助けがありますようご期待致します。

近年、われわれは、地方政府中の中小企業に関係ある業務担当者を組織し、日本、ドイツ、カナダ、アメリカなど国家に研修させ、国外の経験を参考にして、また、国内に15の省、区、市における中小企業経営管理者を200余名組織し、日本へ研修させました。

その同時に、政府は、中小企業を扶助し、絶えず国際市場を開拓しております。1998年に、煙台市に開催した「APEC中小企業技術成果と製品国際博覧会」の上に輸出入、役務及び販売の契約締結は、54.4億元にのぼって、その中に外資利用プロジェクトが257件、外資導入が14.7億元に達していました。1999年にロシアに開催した「中国中小企業製品展示会」は、その成約金額が1.7億米ドルに達しました。去年、中国上海におきまして成功的にAPEC中小企業部長会議を開催して、その中に商工フォーラムと貿易博覧会期間にも中小企業の広範な参画役割を十分に発揮しました。

今年、中国は、WTOのメンバーになって、数多くの中小企業がもっと多いチャンスと挑戦に臨んでおります。中国政府は、中小企業が国民経済と社会発展の中に積極的な役割を發揮させますよう従来通りその改革と発展を積極的に支持します。

ご挨拶の最後にあたりまして、再び在席のご専門家の皆様、ご来賓の皆様に対して厚くお礼申し上げます。

ご静聴ありがとうございました。